



赤ちゃんが生まれたら

出産後に必要な手続きの流れ

① 出生届の提出

● **誕生日を含め14日以内**に提出

● **どこで** 出生地、父母の本籍地、または父母の所在地の市区町村

② 国民健康保険の加入・ 出産育児一時金の申請

● 国保加入のみ**誕生日を含め14日以内**に手続き

● **どこで** 市役所保険年金課または吉川支所健康福祉課

● ※社会保険等の方は勤務先又は各保険者にご確認ください

③ 児童手当の申請

● **誕生日の翌日から15日以内**(15日目が休日の場合は、休み明けの最初の開庁日まで)に手続き

● **どこで** 市役所子ども福祉課または吉川支所市民生活課

④ 子ども医療費 受給者証の申請

P50

● おさんのマイナ保険証又は資格確認書ができてからの申請となります。● ※国保加入者は出生届と同時手続き可能

● **どこで** 市役所保険年金課または吉川支所健康福祉課

① 出生届

問 市民課

☎82-2000(代表)

● 子どもが生まれたとき、生まれた子どもの父親または母親は市区町村への届け出が必要です。

いつまで 誕生日を含め**14日以内**

● **どこで** 出生地、父母の本籍地、または父母の所在地の市区町村(里帰り先を含む) ● ※三木市の場合は、市役所市民課または吉川支所市民生活課

✓ 必要なもの

出生届

(※出生証明書欄に医師か助産師の証明が必要)

母子健康手帳

(夜間、休日に届け出の場合、お預かりし、後日市民課窓口でお返しします)

② 国民健康保険の加入

問 保険年金課

☎82-2000(代表)

いつまで 誕生日を含め**14日以内**

● **どこで** 市役所保険年金課または吉川支所健康福祉課

✓ 必要なもの

母子健康手帳 保護者の本人確認できるもの

世帯主のマイナンバーの分かるもの

● ※その他の健康保険の方はご加入されている健康保険の窓口へお問い合わせください

広 告



いわた ウィメンズクリニック

Iwata Women's Clinic



診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00-12:00	○	○	○	○※ (-12:30)	○	○ (-12:30)	/
15:30-18:00	○	○	○	/	○	/	/

木曜日は完全予約制 ※妊婦健診の方のみ

休診日 木曜午後・土曜午後・日曜・祝日

西脇市上比延町432-49 ☎0795-23-8888

私たちは、ヴァイセル神戸サポートファミリーです。
WE ALWAYS WALK WITH VISCHEL

② 出産育児一時金の申請

問 保険年金課 ☎82-2000(代表)

対象 国民健康保険加入者の出産に対して支給されます

支給額 500,000円(産科医療補償制度未加入医療機関での出産は488,000円)

手続き ・直接支払制度を利用したが、出産費用が500,000円(または488,000円)を下回った場合に差額支給の申請
・直接支払制度を利用しない場合に申請

どこで 市役所保険年金課または吉川支所健康福祉課

☑ 必要なもの

- マイナ保険証又は資格確認書
- 母子健康手帳又は出生証明書(死産証明書)
- 世帯主名義の口座の分かるもの
- 医療機関等との代理契約に関する合意文書(直接支払制度を利用された場合)
- 出産費用の領収・明細書

※その他の健康保険(社会保険等)の方はご加入されている健康保険の窓口へお問い合わせください

③ 児童手当の申請

問 こども福祉課 ☎82-2000(代表)

対象 児童の保護者に対して支給されま(所得制限無し)

受給期間 申請した月の翌月から18歳になった年度の3月末まで

支給月 偶数月

いつまで 出生日の翌日から15日以内(15日目が休日の場合は、休み明けの最初の開庁日まで)


● 支給月額

	3歳未満	3歳～高校生
第1,2子	15,000円	10,000円
第3子以降	30,000円	

どこで 市役所こども福祉課または吉川支所市民生活課

☑ 必要なもの

- 振込希望先の口座の預金通帳またはキャッシュカード(請求者名義の口座)
- 請求者と配偶者のマイナンバーの分かるもの
- 申請に来られる方の本人確認書類

 児童扶養手当については P52 を参照



赤ちゃんが生まれたら

広告

藤本クリニック

小児科・内科

【診療時間】 午前 9:00 ~ 12:00
午後 16:00 ~ 18:30

●休診日/土曜午後、木曜、日曜、祝日

三木市緑が丘町西2丁目2-5 TEL.0794-85-6262



赤ちゃんの健康

こどもサポートセンターでは、お母さんや赤ちゃん、家族全員の心と体の健康をサポートします。保健師・助産師等専門職が各ご家庭に応じた具体的なアドバイスを提案します。

こんにちは赤ちゃん訪問・低出生体重児訪問

☎89-2340
☎72-2210

☑ こども福祉課母子保健係 吉川支所 健康福祉課

市内にお住まいのすべての赤ちゃんに対して、生後4か月ごろまでに保健師、助産師等がご家庭にお伺いしています。育児に関する相談や赤ちゃんの体重測定を行います。また、健診や予防接種、各種サービスについてご説明します。母子健康手帳に添付している出生連絡票(桃色のはがき)の提出、もしくは電子申請でご連絡ください。訪問前に担当者から日程調整の電話連絡を行います。



低出生体重児(2,500g未満)の赤ちゃんが生まれたら届け出てください。(出生連絡票でも可)保健師または助産師が家庭を訪問し育児の相談に応じます。



赤ちゃんが生まれたら

乳幼児健康診査

☎89-2340

☑ こども福祉課母子保健係

こどもの順調な成長・発達と健康を守るため乳幼児期に健康診査などを行っています。お子さまの成長を確認するとともに、育児相談の場としてもご利用ください。

事業名	内容	対象者	場所	日程	受付時間
4か月乳児集団健康診査	身体測定、問診および保健指導、小児科診察、離乳食等栄養相談を行います。	満3か月から満5か月になるまでの乳児	総合保健福祉センター (大塚1丁目6-40)	月1回	対象者へは来所日時を個別に通知します。
1歳6か月乳児健康診査	身体測定、問診および保健指導、歯科診察、小児科診察、栄養相談、歯科相談、心理相談を行います。	満1歳6か月から満2歳になるまでの幼児			
3歳児健康診査	尿検査、身体測定、問診および保健指導、歯科診察、小児科診察、視聴覚検査、栄養相談、歯科相談、心理相談を行います。	満3歳から満4歳になるまでの幼児			
5歳児発達健診	社会性の発達を確認します。子育て相談票を配布し、必要に応じて5歳児発達相談を行います。	今年度内に満5歳になる幼児			

市内の認定こども園、保育所および幼稚園に在籍しているお子さまは各園を通じて、在宅や市外の園に在籍のお子さまには郵送で実施します。

離乳食の進め方の目安

この離乳食の進め方の表は、あくまでもひとつの目安です。赤ちゃんの心身の成長やその日の体調を見ながら、焦らず、進めていきましょう。

月齢	離乳の開始 → 離乳の完了				
	生後5、6か月頃	7、8か月頃	9か月から11か月頃	12か月から18か月頃	
離乳食の回数	1日1回	1日2回	1日3回	1日3回	
授乳の回数	食後+ 赤ちゃんが欲しがるだけ	食後+ (母乳) 欲しがるだけ (ミルク) 1日3回程度	食後+ (母乳) 欲しがるだけ (ミルク) 1日2回程度	一人一人の離乳の進行および完了の状況に応じて与える	
食べ方の目安	○こどもの様子を見ながら、1日1回1さじずつ始める ○母乳やミルクは飲みたいだけ与える	○1日2回食で、食事のリズムをつけていく ○いろいろな味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく	○食事のリズムを大切に、1日3回食に進めていく ○家族一緒に楽しい食卓体験を	○1日3回の食事のリズムを大切に、生活リズムを整える ○自分で食べる楽しみを手づかみ食べから始める	
食事の目安	調理形態 (目安となる食品)	なめらかにすりつぶした状態 (ヨーグルト)	舌でつぶせる固さ(豆腐)	歯ぐきでつぶせる固さ(バナナ)	歯ぐきでかめる固さ(肉だんご)
	I. 穀類(g)	つぶしがゆから始める。	全がゆ50~80	全がゆ90~軟飯80	軟飯90~ご飯80
	II. 野菜・果物(g)	すりつぶした野菜なども試してみる。	20~30	30~40	40~50
	III. 魚(g)	慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚・卵黄等を試してみる。	10~15	15	15~20
	または肉(g)		10~15	15	15~20
	または豆腐(g)		30~40	45	50~55
	または卵(個)		卵黄1~全卵1/3	全卵1/2	全卵1/2~2/3
	または乳製品(g)		50~70	80	100

上記の量はあくまでも目安であり、こどもの食欲や成長・発達の状況に応じて、食事の量を調整する。

※上の表は、「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省2019年3月公表)をもとに、具体例などを加筆して作成したものです

事業名	対象者と内容	備考	問い合わせ
離乳食 クッキング	三木市に住民登録をされている乳児の保護者 離乳食についての講話とデモンストレーション 予約制 時間:10:00~11:00 場所:総合保健福祉センター	開催日は 広報に記載	こども福祉課 母子保健係 ☎89-2340

赤ちゃんが生まれたら